

令和7年度 大田原市就学援助費の申請について

申請方法について

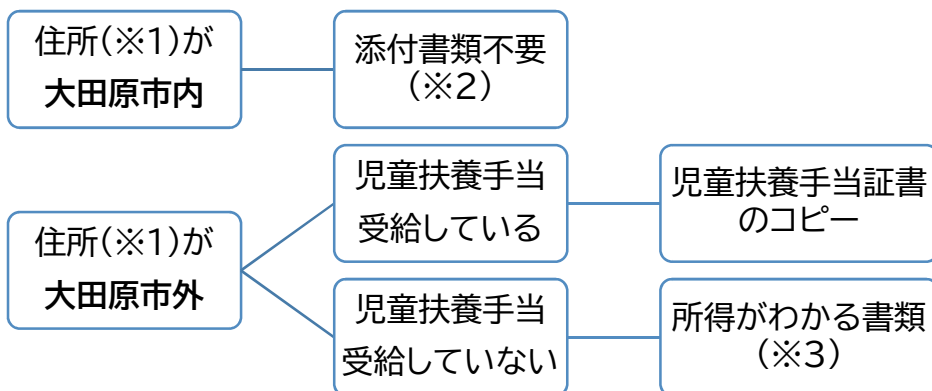
次の書類を、学校へご提出ください。

① 申請書

- ・申請書は、世帯で1枚ご提出ください。通学中のお子様が2人以上の場合は、一番年長のお子様が通学中の学校へご提出ください。
- ・中学校に進学する方は、現在通学中の小学校へ期限内にご提出ください。中学校進学後に提出した場合、年度途中からの申請扱いとなります。

② 添付書類

所得の審査をするため、世帯員の次の書類が必要になります。



- ※1 令和7年1月1日現在の住所を指します。
- ※2 書類は不要ですが、所得状況を確認するため、収入がない方も含め世帯員全員の税の申告を行ってください。(収入がない未成年者は必要ありません。)
世帯員に市外の方がいる場合は、その方の所得が確認できる書類を添付してください。
- ※3 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得が確認できる書類(成人している世帯員全員分)
例◇令和6年中の源泉徴収票のコピー
◇令和6年分所得税確定申告書の控のコピー(税務署・市役所で受付済みのもの)
◇令和7年度市県民税申告書の控のコピー(内容は令和6年中の所得)

住所が大田原市外の方・市外の学校へ通学している方について

住所地と学校所在地の教育委員会、両方に就学援助費の申請を行う必要があります。

その他

- ・申請、支給等につきましては、学校を通して行います。学級等の未納金がある場合は、就学援助費を未納金に充当します。
- ・認定審査の結果については、6月初旬に学校を経由して通知を送付します。